

(別紙3)

## 業務代行保証に関する細則

### (目的)

第1条 福井県立すこやかシルバー病院基準寝具の受託業務に関し、受託者が天災地変・人災・倒産等のためその業務が遂行できなくなった場合、一般社団法人日本病院寝具協会（以下「協会」という。）は、その業務を代行保証することにより医療機関等の運営に万全を期することを目的とする。

### (保証の期間)

第2条 協会が、保証する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

### (業務代行の開始)

第3条 業務代行の開始については、協会が労働争議、天災地変その他の事情により乙の業務の継続ができなくなったことを確認したときとする。

### (業務代行の範囲)

第4条 協会が業務を代行する範囲は、次の各号のものとする。

- 一 甲と乙との間の契約の対象である寝具類の賃借
- 二 前号に伴う搬入、引取業務

### (業務代行期間中の料金の支払い)

第5条 業務代行中の料金の支払いについては、甲は乙に支払うものとする。

前記各条に基づき、甲と乙の間に締結する基準寝具賃貸借契約の業務代行に関する保証を行う。

令和7年4月1日

住 所

氏 名